

2017年2月17日

JBS Newsletter

中国税務及び投資速報(日本語要約版) 2017年1月

Contents

税務法規

1. 増値税改革(“營改増”)
 - 「徴収管理の改善とサービスの最適化により“營改増”試験の全面的実施作業をよりよく行うことに関する通知」(税総発[2016]165号)ほか
2. 企業所得税
 - 「サービス貿易の革新発展試験地域における技術先進型サービス企業に係る所得税優遇政策の実施に関する通知」(財税[2016]122号)ほか
3. その他の法規
 - 超豪華小型自動車に対する消費税政策ほか

商務法規

- 「対外開放の拡大において外資を積極的に利用するための若干の措置に関する通知」(国発[2017]5号) (“5号通達”)

EY中国では、税務・商務法規の最新状況に関するニュースレター、「中国税務及び投資速報」(中国語¹、英語²)を毎週発行しています。

2017年1月の発行状況は以下の通りです。

- ▶ 2017年01月06日 第2017001号
- ▶ 2017年01月13日 第2017002号
- ▶ 2017年01月20日 第2017003号
- ▶ 2017年01月26日 第2017004号

Japan Business Servicesグループでは、各月発行分の中から、日系企業にとって重要性の高いと思われる税務・商務法規を選定して、「中国税務及び投資速報」の日本語要約版をお届けいたします。

¹ 「中国税務及投資法規速達」

² 「China Tax & Investment Express」

これら中国語版・英語版のニュースレターは次のサイトでご覧いただけます。

(中国語版) www.ey.com/chinese/CTIE

(英語版) www.ey.com/cn/CTIE

税務法規

1. 増値税改革(“營改増”)

- ▶ 「徴収管理の改善とサービスの最適化により“營改増”試験の全面的実施作業をよりよく行うことに関する通知」(税総発[2016]165号) (“165号通達”)

165号通達は、“營改増”の試験をスムーズに進めていくための20の措置を列挙したものである。それには、建築サービスや旅行サービスを中国国外で提供する場合や国際運輸サービスについて増値税免除を受ける際の届出手続時に提出する証明書類の簡素化のほか、税務処理プロセスの改善、徴収管理事項の明確化および納税者の税務手続の便宜を図るための措置等が含まれる。例えば、71号公告の規定は165号通達に列挙された措置の一部を反映したものである。

- ▶ 「“營改増”後の土地増値税の若干の徴収管理規定に関する公告」(国家稅務總局公告[2016]70号) (“70号公告”)

70号公告は、現行の土地増値税に関する規定と“營改増”後の契税、不動産税、土地増値税、個人所得税の課税標準の問題に関する通知」(財税[2016]43号)に基づき、“營改増”後における土地増値税の計算に関する事項(課税収入の認識、不動産譲渡に関連する税金の控除等)について明確にしたものである。

- ▶ 「納税信用等級に基づく増値税発票の使用に対する分類管理の実行に関する事項の公告」(国家稅務總局公告[2016]71号) (“71号公告”)

71号公告は、納税信用等級に基づく増値税発票の使用に対する分類管理の実行に関して規定したものであり、上記の165号通達に列挙された措置の一部を反映している。

主な内容として、納税信用等級がA級とB級の納税者はそれぞれ、3か月、2か月の使用量を超えない増値税発票を一度に受領できること、増値税発票の認証を取り消す納税者の範囲をA級、B級だけでなく、C級の増値税一般納税者まで拡大する旨を規定している¹。

なお、2016年5月1日から新たに増値税改革試験の対象となったが、まだ納税信用評価を受けていない一般納税者は、2017年4月30日まで増値税発票の認証を行う必要はない。当該納税者が控除または輸出還付の申告に用いる増値税発票の情報の照会、選択等の事項については、A、B、C級の増値税一般納税者と同じ規定が適用される。

¹ A級の増値税一般納税者は国家稅務總局公告[2016]7号により2016年3月1日から、B級増値税一般納税は国家稅務總局公告[2016]23号により2016年5月1日から増値税発票の認証が取り消された。

- ▶ 「納税者の不動産譲渡に係る増値税納付の差額控除に関する問題の公告」(国家稅務總局公告[2016]73号) (“73号公告”)

73号公告は、不動産の譲渡について、関連規定に基づき、収入から不動産の購入原価を控除した額に対して増値税を計算する場合の取扱いについて規定したものである。

- ▶ 「金融、不動産開発、教育補助サービス等に係る増値税政策の明確に関する通知」(財税[2016]140号) (“140号通達”)

- ▶ 「土地代金の控除時期等の増値税の徴収管理問題に関する通知」(国家稅務總局公告[2016]86号) (“86号公告”)

- ▶ 「資産管理製品に係る増値税政策に関する問題についての補充通知」(財税[2017]2号) (“2号通達”)

140号通達は、金融業、不動産開発業、その他のサービスに係る増値税処理上の諸事項について明確化したもので、86号通達は主に140号通達の規定に関わる増値税の徴収管理事項について規定したものである。

例えば、140号通達では、特定のサービスについて、いずれの税目として増徴税を納付するかを明らかにしている（例えば、飲食サービスの提供者によるテイクアウト食品の販売は“飲食サービス”とする等）が、その税目の税率が申告時に適用した税率より高い場合、低い場合の取扱い等について規定している。

また、アセットマネジメント商品に関し、140号通達では、当該商品の運営において生じる増徴税課税行為は、2016年5月1日に遡及して当該商品の管理者が納税義務者となる旨を定めていたが、2号通達では、それを2017年7月1日以降の取扱いとすることに改められた。

▶ 『『増徴税会計処理規定』の公布に関する通知』（财会[2016]22号）（“22号通達”）

22号通達では、「営業税に代えて増徴税を徴収する試験の全面的な実施に関する通知」（財税[2016]36号）に基づき、従来は営業税の対象であった業種もすべて増徴税の対象に移行したことに伴う増徴税の会計処理について規定している。

22号通達に基づき、従来の“営業税税金および附加”の科目は、企業の経営活動で発生した消費税、都市維持建設税、資源税、教育費附加および不動産税、土地使用税、車船使用税、印紙税等を計上する“税金および附加”の科目に変更された。

64号公告に関する国家税務総局の解釈（以下、「解釈」）によると、116号通達では、研究開発専用の計器、設備について一括又は分割で管理費に計上した場合、企業は追加控除の優遇政策を享受できないと規定している。64号公告は企業の研究開発活動を促進するため、企業が新たに購入した単価100万円を超えない計器、設備については、新政策に基づき一括で税前控除できることに加え、追加控除の優遇政策を享受できることをより明確にした。

その他にも多くの変更点があり、例えば、“未払税金費用”の下に複数の二級科目（“前払増徴税”、“控除前仕入税額”、“認証前仕入税額”、“簡易課税”、“源泉徴収増徴税”等）が設けられた。

2. 企業所得税

▶ 「サービス貿易の革新発展試験地域における技術先進型サービス企業に係る所得税優遇政策の実施に関する通知」（財税[2016]122号）（“122号通達”）

サービス貿易の発展を加速させるため、財政部、国家発展および改革委員会、国家税務総局、科学技術部、商務部が2016年11月10日に共同で公布した122号通達によれば、2016年1月1日から2017年12月31日まで15の試験地域（天津、上海、海南、深圳、杭州、武漢、広州、成都、蘇州、威海およびハルビン新区、江北新区、両江新区、貴安新区、西咸新区）でサービス貿易の革新発展試験（以下、試験）が実施される。具体的には、15の試験地域にある技術先進型サービス企業には「技術先進型サービス企業に関わる企業所得税政策の整備に関する問題の通知」（財税[2014]59号）（“59号通達”）に規定する以下の企業所得税優遇政策が適用される。

- ・ 企業所得税について、15%の軽減税率を適用
- ・ 従業員教育経費は、給与総額の8%（通常は2.5%）を超えない範囲で実際発生額を損金算入でき、超える部分については以後の年度に繰り越して損金算入できる

企業は59号通達にある技術先進型サービス企業の認定条件を満たす必要があり、そのうち、技術先進型サービス業務の範囲は、122号通達の添付にある「技術先進型サービス業務領域範囲（サービス貿易類）」に従うことになる。

▶ 「企業所得税に関する問題についての公告」(国家稅務總局公告[2016]80号) (“80号公告”)

国家稅務總局が2016年12月9日に公布した80号公告では、企業所得税の年度申告に関わる事項として、傷害保險料支出の損金算入と資産の移送に係る処理の問題について明らかにしている。当該公告は2016年度以降の申告に適用される。

80号公告によれば、企業の従業員が出張で乗り物に乗ることにより生じる傷害保險料支出は、課税所得の計算時に損金算入することができる。

また、「企業の資産処分に係る企業所得税の処理問題に関する通知」(国税函[2008]828号)では、企業が資産を他者に移送し、それが当該通達に規定する6つの状況²のいずれかに該当する場合、みなし販売として収入を認識しなければならないと規定し、それが自社生産の資産である場合は企業の同類資産の同時期に對外販売価格、外部購入資産である場合は購入価格に基づいて販売収入を確定するとしていた。80号公告の施行に伴い、みなし販売収入は、自社生産の資産であるか外部購入資産であるかにかかわらず、別途規定がある場合を除き、移送される資産の公正価値により確定することになる。

² マーケティングまたは販売、交際、従業員奨励または福利、配当金支払、對外贈与に使用する場合と、資産の所有権の移転を伴うその他の用途を含む。

3. その他

▶ 「超豪華小型自動車に対する消費税の追加徴収に関する事項の通知」(財稅[2016]129号)

▶ 「小型自動車の輸入段階消費税の調整に関する通知」(財關稅[2016]63号)

▶ 「超豪華小型自動車に係る消費税の徴収管理に関する事項の公告」(国家稅務總局公告[2016]74号)

▶ 「輸入段階で実施する小型自動車に係る消費税政策の調整事項に関する公告」(稅關總署公告[2016]74号)

消費の合理化を図り、省エネ・排出削減を促進するため、國務院の認可を得て、関連の政府部門は2016年11月30日に、小型自動車に係る消費税政策の変更に関する通達を公布した。

これらの通達に基づき、“超豪華小型自動車”(増値税を含まない小売価格が130万元以上)に対しては、小売段階でも消費税(稅率10%)を徴収するようになる。

基本要素	主な変更点
税目	“超豪華小型自動車”の項目を追加 (増値税を含まない小売販売単価が130万元以上の乗用車、中・軽型の商用車が対象)
徴税範囲	“超豪華小型自動車”に対しては、生産、輸入段階で排気量に応じて消費税を徴収した上で、小売段階でも消費税を徴収する
稅率	10%(課税標準は増値税を含まない販売価格)
特殊規定	国内の自動車生産企業が自家用の超豪華小型自動車を直接販売、直接輸入する場合は、生産(輸入)段階の稅率および小売段階の稅率を合算し、消費税を徴収する

▶ 『印紙税管理規程(試行)』の公布に関する公告(国家稅務總局公告[2016]77号)

2016年11月29日に公布された『印紙税管理規程(試行)』(2017年1月1日施行)は、税源管理、税額徴収、減免税および還付の管理、リスク管理等の内容を含む。納税者は特に以下の内容に留意する必要がある。

- 納税者が印紙税の課税文書を締結、受領または使用するとき、納税義務が発生する
- 納税者は課税文書等の納税関連資料を事実どおりに提供し、適切に保管するとともに、「印紙税課税文書登記簿」を設けて、課税文書の締結、受領の状況を記録しなければならない
- 稅務機關は「中華人民共和國稅收徵收管理法」および関連規定に基づき、納税者の納税額を査定することができる。所轄稅務機關が印紙税を査定徴収する場合は、納税者に「稅務事項通知書」を交付し、査定徴収の方法と納税期限を注記する
- 必要な場合、稅務機關は銀行、保險および関連部門に借入契約、財産保險契約、權利許可証書等に係る印紙税の代理徴収を委託することができる
- 納税者が印紙を多く貼付しても、還付または充當使用を申請することはできない

▶ 「中華人民共和國環境保護稅法」(“環境保護法”)

全國人民代表大會常務委員會が2016年12月25日に公布した環境保護稅法(2008年1月1日施行)は、「租稅徵收管理法」、「企業所得稅法」、「個人所得稅法」、「車船稅法」に続く、中國で公布された5つ目の租稅に関する法律である。

環境保護稅法は中國で環境保護を促すことを目的とし、排出汚染費の徴収制度に取って代わるものである。國務院は2015年6月に、財政部、國家稅務總局および環境保護部の3部門が起草した当該稅法のディスカッションドラフトを公表し、社会からの意見を求めた。その後、全國人民代表大會常務委員會は2016年9月に審議後のドラフトを公表し、再度パブリックコメントを求めた。

環境保護稅法は5章28条から成り、環境保護稅の納税者と課税対象、課税範囲と課税標準、適用税額、優遇措置、徴収管理等について規定している。

環境保護稅法は“租稅法律主義”を貫くものであり、環境保護稅の具体的な適用税額の確定、変更等に関して、省、自治区、直轄市の人民政府の報告を受けた同レベルの人民代表大會常務委員會が決定し、かつ全國人民代表大會常務委員會と國務院に届出をする旨を規定している。

▶ 「中国事前確認年度報告(2015年版)」

2016年12月23日、國家稅務總局は「中国事前確認年度報告(2015年版)」を公表した。我々の経験から見れば、納税者は二国間事前確認に高い関心を持っている。しかし、多くの事前確認申請が未処理の状況にあり、意向書の提出を遅らせ、あるいは事前確認の申請をしない選択をする納税者も少なくない。國家稅務總局はすでにより多くの資源を事前確認および相互協議の案件に投入しつつある。2016年10月に公布された「事前確認管理の整備に関する事項の公告」(國家稅務總局公告[2016]64号)でも規定されているように、上記の年度報告では、“高品質”の事前確認申請を優先的に考慮することを強調している。(64号公告の詳細については、《中国国家稅務總局による事前確認制度の管理に関する新たなガイドラインの公布》を参照。

商法法規

▶ 「対外開放の拡大において外資を積極的に利用するための若干の措置に関する通知」
(国発[2017]5号) (“5号通達”)

2017年1月12日、国務院は外資を積極的に利用するための若干の措置に関する5号通達を公布した。5号通達には、さらに外資を積極的に利用し、良好なビジネス環境を整えること等を目的とする20の措置が含まれる。主な措置として、以下が挙げられる。

- ・ 一部のサービス(金融機関、電信、インターネット、教育等)、軌道交通設備製造、モーターバイク製造、 Eta ノール燃料生産、油脂加工、非在来型オイルガスおよび鉱物資源の採掘で外資参入規制が緩和される
- ・ 外資によるインフラストラクチャー建設、研究開発、ハイエンド製造、インテリジェント製造、グリーン製造および生産性サービス業への投資を奨励する
- ・ 地方政府が法定権限の範囲内で、投資誘致のための優遇政策(例えば、財政補助)を制定することを認める
- ・ 「中西部地域の外商投資優勢産業目録」を改訂し、中西部地域、東北地域において外商投資を奨励する産業の範囲を拡大する
- ・ 外商投資管理手続を簡素化する(内国民待遇とネガティブリストによる管理モデルの全面的実施等を含む)
- ・ 外資多国籍企業による人民元、外貨の資金集中管理を認める
- ・ 用地集約的な奨励類の外商投資工業プロジェクトに対する土地の優先供給の継続

なお、5号通達は指針を示すのみであり、具体的な措置については、関連の政府部門による規定の公布を待つことになる。

Contact

当ニュースレターの内容に関するご質問がございましたら、下記のJapan Business Servicesの担当者までご連絡いただくと幸いです。

北京

阿部 信臣	監査	
nobuomi.abe@cn.ey.com		+86-10-5815-5111
大谷 光尋	監査	
mitsuhiro.otani@cn.ey.com		+86-10-5815-4569
上村 希世子	税務・移転価格	
kiyoko.kamimura@cn.ey.com		+86-10-5815-2289

大連

中澤 直規	監査	
naoki.nakazawa@cn.ey.com		+86-411-8252-8999

上海

高橋 臣一	監査	
shinichi.takahashi@cn.ey.com		+86-21-2228-2740
小野 玲路	監査	
reiji.ono@cn.ey.com		+86-21-2228-5969
鯉沼 里枝	監査	
rie.koinuma@cn.ey.com		+86-21-2228-3976
星野 友子	監査	
tomoko.hoshino@cn.ey.com		+86-21-2228-5958
尾花 宏	監査	
hiroshi-h.obana@cn.ey.com		+86-21-2228-5956
江 海峰	金融	
alex.jiang@cn.ey.com		+86-21-2228-2963
石川 翔太	金融	
shota.ishikawa@cn.ey.com		+86-21-2228-4006
坂出 加奈	税務・移転価格	
kana.sakaide@cn.ey.com		+86-21-2228-2289
篠崎 洋樹	税務	
hiroki.shinozaki@cn.ey.com		+86-21-2228-3029
小島 圭介	税務	
keisuke.kojima@cn.ey.com		+86-21-2228-2854

上海 (続き)

丸山 直也	法務	
maruyama.naoya@eychenandco.com		+86-21-2228-8346
久保田 順一	TAS	
junichi.kubota@cn.ey.com		+86-21-2228-4749

広州

長内 幸浩	監査	
yukihiro.osanai@cn.ey.com		+86-20-2881-2675
穴井 宏明	監査	
hiroaki.anai@cn.ey.com		+86-20-2881-2888
石澤 晶宗	税務	
masamune.ishizawa@cn.ey.com		+86-20-2881-2712

深圳

玉木 祐一郎	監査	
yuichiro.tamaki@cn.ey.com		+86-755-2238-5643
星野 龍太	税務	
ryo.hoshino@cn.ey.com		+86-755-2502-8185

香港

重富 由香	監査	
yuka.shigetomi@hk.ey.com		+852-2629-3907
野口 正邦	監査	
masakuni.noguchi@hk.ey.com		+852-2629-3592
田所 聡史	監査	
Satoshi.tadokoro@hk.ey.com		+852-2846-9623
吉田 薫	監査	
kaori.yoshida@hk.ey.com		+852-2629-3909
稲葉 宏和	金融	
Hirokazu.Inaba@hk.ey.com		+852-2629-3046

東京

EY税理士法人 中国デスク

大久保 恵美子 税務

emiko.okubo@jp.ey.com +81-3-3506-2535

崔 虹 税務

hong.cui@jp.ey.com +81-3-3506-2245

新日本有限責任監査法人
マーケット本部 海外企画部 新興国コンサルティング
+81-3-3503-1844

関口 俊克

toshikatsu.sekiguchi@jp.ey.com

田中 勝也

katsuya.tanaka@jp.ey.com

榊原 史典

fuminori.sakakibara@jp.ey.com

Ernst & Young

Assurance | Tax | Transactions | Advisory

EYについて

EYは、監査、税務、トランザクション及び各種
類アドバイザリーサービスの分野における、世
界的なリーディングファームです。世界中のメ
ンバーが共通の価値観と品質に対するコミット
メントを通じ、一体となってサービスを提供して
います。私共は、顧客、職員、及びより広い地
域社会がその潜在力を発揮するサポートを行
い、業界他社との差別化を図っております。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤンググロー
バルリミテッドのメンバーファームにより構成された
国際組織を指し、各メンバーファームはそれぞ
れ独立した法人組織です。アーンスト・アンド・
ヤンググローバルリミテッドはイギリスにおけ
る担保有限会社で、クライアントへのサービス
提供は行っておりません。より詳細な情報は、
当事務所ウェブサイトをご覧ください。
www.ey.com

© 2017 Ernst & Young (China)
Advisory Limited.

版權所有

APAC No. 03004346

ED None

本配布物は参考とされることのみを目的とし
ており、会計・税務その他の専門アドバイス
として最終決定の根拠とするものではありません。
具体的な問題については、各専門家
による適切なアドバイスを参照されるようお
願いいたします。

ey.com/china